

つた場合の補償額との関係について、現在お願いしておる改正の内容は、五百万円を一千円に上げることであるが、同じように五千円に上げるべきではないか、あるいはそれについてどう考えるかというお尋ねでございますが、これにつきましては、この前の国会でもたしか大竹委員からお尋ねがございましたときお答え申し上げましたように、自賠法の改正と刑事補償の死刑の場合の金額の改正とは直接は関係がないというふうに考えておるわけございます。その理由は、そのときも申し上げましたように、自賠法の賠償額は、わゆる財産的な損害プラス慰謝料というものを含めた全損害の額を対象として考えておるのに比し、この第四条の第三項の規定の解釈から明らかになりますように、現実の財産上の損失がございましたら、現行法で言えば五百円にプラスされた額の範囲内で補償がなされるということになつておるわけでございまして、そういう意味で、この現行法の五百万円、改正をお願いしようとしている一千円圓というのは、いわば財産上の損害ではない、慰謝料だけを対象としておるものだ。したがって、自賠法の含むところは精神、物質的損害であるが、補償法のこの五百円なり一千円圓といふものは慰謝料のみであるから、自賠法の賠償額が上がつたからといって必ずしもそれをフォローしなければならないものではないという理由から直接関係がないということで、もっぱらこの五百万円を一千円圓に上げることをお願いしておる趣旨は、もちろん自賠法の賠償額の引き上げということも横目でにらみながらも、やはり現実における裁判所の損害賠償請求事件における慰謝料の高額化の傾向にかんがみて、一千円圓ぐらいが妥当ではないかと考えたわけであるというふうに申し上げたわけであります。

その考え方につきましては、私ども現在も変わりはないわけでございますが、いま大竹先生のおっしゃるるように、死刑ということは執行してしまえば取り返しのつかない重大なことでもございま

すので、死刑の執行ということを慎重にせよといふ警鐘的な意味から、なお丁重に扱う必要があるという意味で千五百万円にすべきだという御議論があるとすれば、これはあながち否定すべきでもないといふうにも考えておる次第でございま

それから、わが刑法施行以来の死刑の執行数のお尋ねでございますが、調べればわかるわけでございますが、遺憾ながら現在手元に持っております資料等で計算いたしますと、実は昭和三十年から昭和四十九年の間に死刑の執行いたしましたのが二百九十八名でございます。

それから第三点は、死刑の執行後の再審の申し立てのあつたものがあるかということでございま
すが、それは幸いにしてございません。

それから、外国で調査により死刑が執行された事例があるかといふことでございますが、これこ

につきましては、わが国においてはその事例がないことは御認識いただいておるとおりでございま
すが、文献によりますと、外国において次のような事例があつたとされております。どちらもイギリスでございまして、二牛ございまして、文献こ

りますと、一つは、ジョン・ブランドフォード事件というのが、十九世紀のころのことです。ですが、ジョン・ブランドフォードが経営する旅館で殺人事件があって、同人が死刑の判決を受け

て処刑されたが、数カ月後に被害者の雇い人が犯人であることが判明したということ。もう一つは、ティモシー・エバンズ事件、これもイギリスでございますが、一九四九年にティモシー・エバンズは妻と子供を殺害したとして死刑の判決を受け、

以上が死刑の執行関係でございます。
処刑されたが、後日他の事件から同人の無罪が証明されたというものが文献では紹介されております。

次に、現在法制審議会で審議中の費用補償に関する法案が、いつ、これからどういう作業日程で国会の御審議を仰ぐことになるかというお尋ねでございます。これにつきましては、今年の三月二

十一日の会議におきまして、無罪の確定裁判を受けた者に対し裁判確定までに要した費用を補償する制度を採用することの当否と、それが是とするならばその内容について審議するということです。審議会の総会から刑事法部会に調査、検討を行ってきたところでございますが、法制審議会の刑事法部会では、去る十月二日にこのような制度を採用すべきであるという決定をいたしまして、その内容につきましては、要綱案を添えて法制審議会の会長に報告がなされております。したがいまして、近く法制審議会の総会、本来の法制審議会におきまして、刑事法部会の要綱案をもとに審議が行われることとなります。この総会は十二月の初めに予定をされておりまして、法務省といたしましては、審議会から答申が得られますならば、それを尊重いたしまして法案の作成作業に着手して、次の通常国会にはこれを刑事訴訟法の一部を改正する法律案として提出したいと考えております。

それから次に、被疑者補償規程の改正はどうなつておるかといふと、その間における運用の実情についてのお尋ねでございます。前国会においてもお答え申し上げましたとおり、われわれといたしましては、刑事補償法の一部を改正する、たゞいま御審議をお願いしている法律が成立するのを待ちまして、被疑者補償金の算定基準となる日額をそれに対応して引き上げましたとともに、この規程の一層適切な運用を図るために所要の被疑者補償規定の改正を行ふ予定でございましたが、前国会でのこの法律案が廃案となりましたので、目下のところ、その改正を見送つて、本国会において改正法律が成立次第、規程の改正を行ふ所存でござりますが、なおその間、じんぜん手をこまねいでいることは申しまでもないわけでござりますので、現行の規程の適正な運用を図るという意味から、本年の五月三十一日付で、まだ廃案にならない前でございますが、刑事局総務課長から、そして国会が終わりました後八月二十一日付で、当職から検察庁の長に対しまして通達を発し

総務課長の発しました運用通達は、事件本人があらかじめ補償を辞退する旨の意思表示をしていても、補償に関する事件として立件し、裁定するよう運用願いたいという趣旨でございます。これは、従来捜査中に被疑者補償による補償は要りませんということをあらかじめ辞退する者がございました場合には、それを受け立件をいたしておりませんでしたが、そういうことのないよう事件後、補償に関する事件として立件して補償の要否を検討すべきだという通達でございますし、それから私が発しました八月二十一日付の通達は、身柄を拘束した後、嫌疑なし、罪とならずとの裁定主文により不起訴処分に付した場合、その他の裁定主文であっても補償規程の第二条に該当する、罪を犯さなかつたと認められる十分な理由があると認められる場合には、必ず立件して補償の要否を裁定されたいという旨の通達で、以上二つの通達をもって活用を図った次第でござります。

実は結果といたしまして、本年の一月から十月までの規程の運用状況を調査いたしましたところ、補償に関する事件として立件いたしましたものが二十四件で、このうち補償する旨の裁定をしたもののが九件、補償しないという旨の決定をしたもののが十一件、それからいまだ検討中のものが四件ということござります。

これは、前回会でも御報告申し上げました、たとえば四十九年は立件一つで補償がゼロであったというようなこと、四十八年は立件が六で補償が二件であつたというのに比べまして、増加しておるわけでございまして、その理由はいまだ定かにいたしませんけれども、推察いたしておりますところによりますと、先ほど来国会におきまして規程の活用を図るべきだという御指摘があり、先ほど申しましたように、いろいろな機会をかりて通達の趣旨の徹底を図ったという結果、立件手続をとつていなかつた被疑者において、あらかじめ補償を辞退する旨の意思表示をしていた事件につ

いでも立件したというふうな活用を図った結果、さらにこの件数が大幅に増加したものではないかと、規程の改正は、先ほど申しましたように、本改正法案の成立を待つて正式に通達する予定でございますが、その骨子は、先ほど私の通達でも申しましたように、嫌疑なし、罪とならずとする裁定、主文のものあるいはその他のものでもそういうふうに認められる、たとえば親告罪で告訴なしとして不起訴にしたものでも一応立件してその検討をするというように、必ず立件をするといふたてまえにする。いままでは、どちらかというと被疑者側の申し出というような受け身の立場であったのを、必ず立件して、積極的に権限の発動をするようにならへます。立件の手続を——「することができる」といふのを「するものとする」というように変えていくとか、あるいは従来なかつたところの補償金額の下限を刑事補償法にならへて設けるというようなことが主な改正でございまして、そのほかのことは刑事補償法にならへまして規程を整備するということなどが改正の主な方向でございます。

か、それから補償規程の改正についても、委員会に出された内容のものでおやりになるつもりであるか、附帯決議の費用補償も、この附帯決議のとおりに法制審議会に提起されるか、こういう三点です。

○安原政府委員 最初の被疑者補償の問題につきましては、前国会で出しました内容と、文言は必ずしも一致しておりますが、趣旨においては全く同じ趣旨の通達に改正をするつもりでおりま

りますとともに、そういう場合には必ず立件送致をさせるような処置を各検察庁を通じて努めるべきものと考へております。

○横山委員 それは十分その実行方にについて精査、念査をしてもらいたいと思います。

第二番目の問題として、私はこの被疑者補償規程そのものについて一貫して反対をしてまいりました。つまり、法律的な基礎がない、こういうふうな定さるべきであるということが第一。

されたいということを各局に通達をしておりま
ので、今回はさらにこの通達を徹底するとい
ことを図りたい。そういうことによつて、横山生
生のお言葉をかりれば、いわゆる同じ穴のムジ
ではなくて、できるだけ客觀的な判断のできま
よううに、次席検事あるいはそれにかわるべき検
官をして担当させることにしたいということであ
ります。

なお、法律に根拠がない被疑者補償制度を立
化すべきではないかという御議論につきましては

て法 ご察すナ先うす

被疑者側の申し出というような受け身の立場であつたのを、必ず立件して、積極的に職権の発動をするように通達を——「することができる。」といふのを「するものとする。」というように変えていくとか、あるいは従来なかつたところの補償日額の下限を刑事補償法にならって設けるというようなことが主な改正でございまして、そのほかのことは刑事補償法にならいまして規程を整備するということが改正の主な方向でございます。

以上でございます。

○大竹委員 終わります。

○小宮山委員長 横山利秋君。
○横山委員 いま大竹委員にお答えになつた続ぎで質問をするわけですが、この通達並びに補償規程の改正は、本年四月十四日付で本委員会に提出されました案と同じものが通達されていますか。また改正につきましても、提示された内容によつて法制審議会に提起をされていりますか。

○安原政府委員 御指摘のとおり、前回会で申し上げた内容で通達を改正するつもりであり、かつたように、私からあるいは総務課長から活用を図る通達を出しておるわけでござります。

それから、法制審議会への御趣旨がちょっとよくわからなかつたのでございますが……。

○横山委員 私の聞きたかった点は、通達がここに委員会に出されたとおりの内容であるかどうかの委員会に出されたとおりの内容であるかどうか

それから費用補償の問題につきましては、前国会における附帯決議の第二項に、「政府は、無罪の確定裁判をうけた被告人に対し、その被告人又は弁護人が各審級における公判期日等に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人報酬を補償する制度の採用について早急に検討すべきである。」という御趣旨のとおり、被告人、弁護人の出頭に要した旅費、日当、宿泊料並びに弁護人報酬を補償する趣旨の法制審議会の部会の答申がなされ、近く恐らくはその趣旨に沿つた総会の答申がなされるものと思つております。

○横山委員 私は、右の政府の措置に決して満足をしていないものでありますから、今後さらにこういうふうに改善をしてもらわなければ困るという点を含めて二、三質問をいたします。

まず第一に、この被疑者補償規程のお出しになりました通達並びに今後出されるであろう被疑者補償規程の改正については、警察当局へいかにして徹底をされ、この通達、規程改正の趣旨が警察当局で誠実に実行されるかどうか、どういうふうにしてそれを保障されますか。

○安原政府委員 要するに問題は、警察で逮捕状を得て逮捕しながら立件送致をしないという事態がござりますと、せつからく検察官が被疑者補償規程によって補償し得る対象である場合があるにかかるはず、埋もれてしまうということがあります。がござりますと、それでは被疑者補償規程の精神を生かすことに相なりませんので、われわれ、当然警察当局にもその趣旨を説明をし、徹底を図

第二番目に、今回、通産の骨子を拝見しているところですが、これによつて検査官が立件を担当した検査官以外の検査官が立件をすることになつていていますからまことにあります。しかしも、検査一体といふような旨をも含みますと、「おまえは犯人だ」「おまえは被疑者だ」と言つた人間が、間違つておったから補償するという、同じ六のミシナが自分の問題を自分で補償するということは、どうにもやはり論理の矛盾があるわけであります。これは時間の関係で省略いたしますが、一言で言ひますと、いかなる問題といえども、争いがあれば第三者がこれを決めるべきである、これが第二番目の私の趣旨であります。

法律に規定がないことをやつてはいかぬ。被疑者補償規程は、いろいろ御辞弁なさりましたけれども、法律に根拠を置かざる規程である、これが第一。第二番目には、争いがあつたら、第三者がこれを判断すべきである。この二つの点から、私は被疑者補償規程について、改正をされる御予定でござりますけれども、どうにも納得ができません。改めてこの点について、法務大臣、お考えをお聞かせください。

○安原政府委員　まず最初に、すでに昭和三十四年の運用通達におきまして、公訴を提起しない処分をした検査官の所属する検査庁の検査官が、この被疑者補償の要否を裁定するわけであります。が、裁定の適正を期すために、各検査庁においてこの裁定をする者は、次席検事またはこれにかかるべき者を補償の要否を担当する検査官に指定

は、必ずしも御承服は得なかつたのを遺憾と存じまするけれども、被疑者補償というものを請求検査官にすることは、刑事訴訟法の大きなたてまえの改革に相連なることありますし、裁判所に犯人があつたかどうかということについて、およそ検査官の不起訴事件を全部その審査の対象にするということは、簡易な手続で補償するという制度本質の趣旨にも反し、裁判所に過重な負担がいき、そして捜査と裁判というものとの区分を混淆することになりやせぬか。なおかつ、被疑者補償請求検査官としては、あらゆる事件につきまして徹底して犯罪の存否ということを調べなければならないということは、必ずしも事業者として争いとなれば、検察官としては、あらゆる事件につきまして徹底して犯罪の存否ということを調べなければならないということは、必ずしも事業者としての地位に置かないという意味において人権の保障にも相なるというようないろいろな点から差異があるのではないか。と同時に、被疑者段階におきましては、拘束日数は二十日程度でございまして、そういう意味において普通の刑事補償の拘束よりも時間が短いわけでもござりますので、やはりそういうことによつて得る利益と訴訟法のたてまえを出す不利益とのバランスの問題として、被疑者補償請求権にすることは妥当でないという考え方の方をいまも変わりはございません。

は、必ずしも御承服は得なかつたのを遺憾と存じまするけれども、被疑者補償というものを請求権にすることは、刑事訴訟法の大きなたてまえの変革に相連なることでありますし、裁判所に犯罪があつたかどうかということについて、およそ検察官の不起訴事件を全部その審査の対象にするということは、簡単な手続で補償するという制度本来の趣旨にも反し、裁判所に過重な負担がいき、そして捜査と裁判というもののとの区分を混淆することになりやせぬか。なおかつ、被疑者補償請求権ということになれば、請求権の存否ということが争いとなれば、検察官としては、あらゆる事件につきまして徹底して犯罪の存否ということを調べなければならぬということは、必ずしも事案すべてについてそういうことまでしなくとも、起訴猶予相当の事案については捜査を中止するということが訴訟経済であり、長く被疑者を被疑者としての地位に置かないという意味において人権の保障にも相なるというようないろんな点から妥当ではない。と同時に、被疑者段階におきましては、拘束日数は二十日程度でございまして、そういう意味において普通の刑事補償の拘束よりも期間が短いわけでもござりますので、やはりそういうことによつて得る利益と訴訟法のたてまえを崩す不利益とのバランスの問題として、被疑者補償を請求権にすることは妥当でないという考え方はいまも変わりはございません。

はどうもぐあいが悪いと思うけれども、まあまあ、あなたの言うようにするとめんどくさいから、これでひとつ勘弁してくれ、簡単に言うとそういうことなんだ。ですから私は、もう時間がございませんから論駁しませんけれども、あなたの御意見と全く反対であることを申し上げておきます。

大臣、いまの答えがありませんでしたけれども、今度は大臣伺います。

この附帯決議の第二項、いわゆる裁判費用は今度は補償するということなのですが、私どもが一貫してもう一つ主張しておりますのは、いまの法律は、無罪になつた人の拘禁中、刑務所におつた日にちについて幾ら補償する、こういうのです。が、非拘禁の分も半分補償しろというのが私ども一貫して言つておることなんですね、御存じだと思います。つまり、おまえは犯人だ、そして刑務所に入れられて、後になつておまえ無罪だった、刑務所におつた日にはひとつ弁済する、こういう論理ですね。そんなことを言われても、おまえは犯人だと言われたことによって起つた社会的な信用の失墜、家族の迷惑、それから裁判で闘つたための間接的な費用、往復の交通費、商売の不振等は甚大なものがあるということはわかりだらうと思うのですね。刑務所におつた日数だけ幾ら掛けて補償するということでは不合理である、非拘禁の日数も半分だけは補償しろというのが私どもの主張なのです。この非拘禁の半分といふことが適當であるか否かはまず議論があるとしても、刑務所におつた日数だけは補償するといふ、拘禁日数に応じて補償するということが、無実であった人の本当に補償になつておるかどうか、その点は法務大臣、どうお考えでしようか。

私は、今度法制審議会にこの検討を附帯決議の第二項によつてお出しになるならば、あわせて、いま私が言つた非拘禁の問題、それから、補償規程の法制化の問題、それから警察段階においてこの通達及び改正規程が十分に検査され、守られるかどうかという保障の問題等を含めて、国会の論

議を法制審議会で十分に検討してもらいたいと願いますが、その非拘禁の問題を含めて、法務大臣の御答弁をいただきたい。勝手に「父母に対する殺人の刑」とによる損害、それも補償すべきじゃないか。私は、よくわかりませんけれども、政治的に考えて、社会的に考えて、やはりそういうことが知りません、拘禁の場合の半分というそこの論理はわからないけれども、やはりやるならやる、やらぬなら拘禁に限ると、こういうふうにすべきものではないかと、いう感じを持ちますけれども、いずれにしても、そういうことを全体よく考えて法制審議会に諮問した方がいいような気がいたします。

○横山委員 いまの私の主張も含めて、法制審議会で十分ひとつ御検討願いたい。いまの附帯決議第二項に関する刑事補償法の一部改正が近い国会に出てくると思いますから、そのときに法制審議会の審議の状況を承ることにいたします。

それから、その次には……。

○小宮山委員長 大臣の補足があるそうですから……。

○横山委員 もういいです。

○安原政府委員 横山先生、事実を申し上げたいのです。法制審議会の事実だけお聞き取り頼んでいます。

○横山委員 大臣が答弁したのに、こっちが要求せぬのに……。

○安原政府委員 直すつもりはないのです。事實を申し上げます。

実は、先ほど申しました費用補償の答申を法制審議会にお願いした段階におきまして、費用補償も、広い意味では、拘束を受けないが無罪になつた者が受けた損害の補償の制度でございますので、いわゆる非拘禁補償の一環をなすものとも思われますので、その法制審議会における審議の過程におきまして、なぜその中で訴訟の費用、直接の存否である費用だけを補償し、横山先生の御指摘のその他の精神的損害、被告人となつたことにによる精神的損害等を含めた広い意味での非拘禁補償の制度はとらないか、法務省はとろうと考えないかということに対して、私は部会に御説明を申し上げまして、部会におきましても、その点を含めて御議論の上、今回は費用補償の限度で補償すべきだという答申がなされたということは事実でございますので、それを御報告を申し上げたい次第でございます。

○横山委員 そういう事実をなぜわざわざ言わなければならぬのですか。私は、改めてもう一度検討してもらいたい、こう言っておるのでありますから、はい承知しましたと言つていればいいのであります。大臣の言葉は綸言汗のごとしという。綸言汗のごととは、一遍汗を流すともうもとへ返らなりといいうわけでありますから、ひとつお含みおきを願います。

死刑に關連いたしまして、ここに法務省刑事局の「刑法改正をどう考えるか」というのがありますから、死刑の問題のところだけ言いますけれども、これは刑事局でお書きになつたのですから、死刑の問題のところだけ言いますけれども、これは刑事局も責任を持つておつしゃると思うのですが、これは内容を全部議論をすると時間がかかりますから、死刑の問題のところだけ言いますけれども、これは刑事局でお書きになつたのですから、刑事局も責任を持つておつしゃると思うのですけれども、この四十六ページに、「最高裁判所は、昭和四八年四月、刑罰が死罰が無期懲役かとする、非拘禁の日数も半分だけは補償しろ」というのはあまりにも重く、どのように同情すべき事情があつても刑の執行を猶予することができないことなど、普通の殺人と比べて著しく不合理な差別的取扱いをしている点で、憲法の定める法の下の平等に違反するという判決をしました。この解説をしておるわけですが、その中でその次の行に、「この判決は、父兄などに対する殺人の刑が普通の殺人の刑よりも重くすること自体が憲法違反であるとしているではありません。」そんなことを裁判所の判決のどこに書いてありますか。

こういう解説は、最高裁判所の判決を勝手に解釈をしておるわけですが、その中でその次の行に、「この判決は、父兄などに対する殺人の刑よりも重くすること自体が憲法違反であるとしても、かかる差別的取扱いをもつてただちに合理的な根拠を欠くものと断言することはできず、したがつてまた、憲法一四条一項に違反するということもできないものと解する」とされて、多数意見は第二段階として、「右のとおり、普通殺のほかに尊属殺という特別の罪

を設け、その刑を加重すること自体はただちに違憲であるとはいえないものであるが、しかしながら、刑罰加重の程度いかんによつては、かかる差別の合理性を否定すべき場合がないとはいえない。」と
言つて、執行猶予も科せられないような重い死刑
が無期というようなものは著しく合理性を欠き、
憲法十四条に違反すると、こういう論理が多数意
見の趣旨でござりますので、私どもその解説に書
いたことは決してこの多数意見を曲解したもので
はないようと思つております。

身が「憲法違反であるとしているのではありません。」ということについては、多数意見として書かれておることについて紹介いたしますとか、そういうことを言えばいいのに、少数意見は――あなたの言うようなことであるならば、少数意見はこれから判決に書く必要がなくなる。あたかもこの判決すべてがずらりとして「憲法違反であるとしているのではありません。」という書き方は少し逸脱しておる。わかりますね。そうだろう。

○安原政府委員 やはり判例の趣旨は、多数意見によつて考るものでござりますので、そう書いたわけでございまして、多数意見はと書いた場合には、少數意見にはこういうものがあつたと紹介すべきであります。判例の趣旨といつしましては、多数意見によつて紹介するというのが一つの方法である。したがつて、へんばなことをした覚えはございません。

○横山委員 それはいかぬ。それはやはり多数意見としてと書く方が正確であり、かつ説得力がある。

それからその次は、同じく死の問題について最近、安樂死の問題があらゆるところで取り上げられています。例のカレンさんに対するアメリカの裁判所の判決は、カレンさんを死に陥らすべきではないという判断が出たわけですが、これを機会に一齊に日本におきましても、安樂死の問題について数々の論説、随筆あるいは評論等が出ておるわけであります。この前、私が本委員会に

おきまして、政府に対しまして所信をただしまして、三十七年の名古屋高裁判決で安楽死が認められる最低の要件として提示されました。すなわち、「患者が不治の病におかされ死が直前に迫っている」「苦痛がはなはだしく見るにし得ない」「病人の苦痛緩和が目的」、患者の意識が明瞭な場合には、本人の真剣な嘱託やまたは承諾があること』『医師の手によることを本則とする』「方法が倫理的にも妥当」という六つの名古屋高裁判決の中に書かれておりますが、いよいよ具体的に世論の討議の素材として改めて浮び上がってきたような気がいたします。カレンさんの場合においては、この六つに該当しないというふうに私も思うのであります。

について、最近議論が非常に高まってまいりましたときに、将来法務大臣としては、この安樂死をどうお考えになるのか、伺いたいのです。
○稻葉国務大臣 安樂死の問題が、法学上非常に深刻な問題であり、また、議論が非常に盛んになつてまいります。

つてきていることをよく承知しておりますが、専門家によれば、この説も分かれているだけでなく、安樂死であることの理由にし無罪の言い渡しをした裁判例も皆無であります。したがつて、現在の段階で法務大臣と申しますは、安樂死が許されるかどうか、また、そういう方向に日本は進むべきであるかどうかといふようなことについて、確定的な見解を述べることには適当ではないと存じますので、お許しをいたがきたいと思つております。

○横山委員 適当であるかどうかということと同時に、一体検討をする必要があるかどうかということ

問題も残つておるわけでありますから、この種の問題について検討をしてみる必要性を考えませ
か。

○稻葉国務大臣 それは非常に重要なことでありますから、十分研究し検討すべき問題ではあると
思いますね。

○横山委員 法務大臣は、本委員会においていろいろとお約束をなされおるがござります

が、そのお約束なさつていらっしゃることを、
早々にお約束をなさつたことの中に、この尊
なたの在任中には一步でも二歩でも前進をさ
もらわなければ困るのであります。あなたが尊
内部で意見が違うといつても、本委員会にお
法務大臣として所信を披瀝し、法務省の決意
もうずいぶん長いのであります。これは自民党
瀝されたことでありますから、何はともあれ
を履行さるべきではありませんか。本委員会
案をして、あと与党がそれに對して議論があ
ら議論があるで、本委員会において議論をす
いいのであつて、その点があなたは、与党の
ということと法務大臣ということに混淆があ
ではありませんか。私はもう前から、この刑
問題、尊属殺の問題については、一定の時期
いて私も聞き直りますよ、ですから早く決断
願いたしますと言つてあるわけですが、い
つてその問題はほかぶりでお逃げになるお
りでしようか。

○小官山委員長 青柳盛雄君
○青柳委員 この法案は七十五国会で衆議院は通過し、参議院でも委員会は通過したのであります
が、本会議で審議に至らず廃案になつたわけであ
りますが、七十五国会の衆議院段階での最終採決
の際には、小官山委員長が附帯決議を提案されま
して、それは全会一致で議決されました。今回は附
帯決議はされない予定になつておりますので、記
録上、一応その決議を朗読いたします。

○小官山委員長 青柳盛雄君
○青柳委員 この法案は七十五国会で衆議院は通過し、参議院でも委員会は通過したのであります
が、本会議で審議に至らず廃案になつたわけであ
りますが、七十五国会の衆議院段階での最終採決
の際には、小官山委員長が附帯決議を提案されま
して、それは全会一致で議決されました。今回は附
帯決議はされない予定になつておりますので、記
録上、一応その決議を朗読いたします。

三 政府は、被験者補償制度につき、その規制を整備するとともに、その適切な運用を図る所要の方策を講すべきである。

この趣旨は、前回と同じ法案がいま審議されて採決されようとしておる段階において、その後の状況の変化もありますけれども、基本的には変わらない。つまり、当委員会の全体の考え方は、法案で待つべきである。

として御提出をなさるつもりであるかどうか。

○稻葉国務大臣 尊属殺につきましては、最近まで最高裁判所で新しい判決例が出来たことであります。これは尊属傷害致死の事件でござりますけれ

ども、そういうこともありますから、ますます法務省の考へておる、法務大臣として考へておる尊属殺及び尊属傷害致死だとか逮捕禁制だとか、そういうことも含めた全面削除が正しいのじやないかというふうに思いまして、この新しい判決をもまた根拠として説得力が増してきたと私は思ひますね。

第一類第三冊

法務委員会議録第四号 昭和五十年十一月十八日

附帯決議を新しくやるやらないにかかわりなく変更する必要はない状況だと私は信じます。

そこで、大臣にお尋ねいたしますが、附帯決議がなくともこの趣旨で今後努力されるかどうか、それを一言お尋ねいたします。

○稻葉國務大臣 御主張のように努力して進める所存であります。

○青柳委員 そこで、部分的には後から委員長提案で、死刑の執行については増額をされるということが予定されておりますけれども、抑留、拘禁等による補償の日額につきましては、現在のところ修正される可能性はちょっとないようではありますが、ぜひ努力をしていただきたいということを希望いたします。

それは、前回から半年余りしかたっておりませんから、物価情勢などもそんなに変化はないと言えるのかもしれませんけれども、日々物価は上がつておりますので、本来原案が平均引上率〇・三九四である。これは賃金と物価指指数の平均が四三・三、こういうペーセントと比べて余りにもというか、比較しても低いということを考慮すれば、すでに資料として出されているものに比しても低いのでありますから、この資料はまだ変わってくれるわけあります。したがって、ぜひこれは次の改正を目指して努力を続けていただきたいと思います。

それから、この際ちょっとお尋ねいたしますが、刑の執行を受けた者で補償を受けた例というものは從来どのくらいありますか。この資料によりますと、昭和四十五年度に一人、四十六年度に一人、それ以後はないようですが、恐らくいよいよ再審で無罪になつたということだろうと思ひますけれども、そういう人が何名かおられると思ひますが、統計はお調べになつておりますか。

○安原政府委員 ただいまお尋ねの刑の執行をした者について補償のあった事例は、昭和四十四年から四十八年までの間に三件ございます。件数だ

けでよろしくうござりますか。

○青柳委員 三件でも、とにかく刑の執行を受けた人が無罪になつたという例があるわけでありま

すから、この刑事補償法は、その内容において未

決の勾留、拘禁などと、刑の執行を受けた場合とを同列に置いております。しかし、裁判所が具体的に決めるときには、いろいろの状況を勘案して額を決定するわけでありますから、そんなに具体的に不公平なことにはなるまいと思ひますけれども、上がる決まっておりますから、未決の場合で最高限を与えるような状況のときに、既決で執行を受けた者もその最高限でとまつてしまわなければならぬというようなのは、いかにも不合理な感じがいたします。既決はもう本当に精神的にも物質的にも未決勾留とは違うわけであります。後から無罪になつたんだから青天白日の身になつたんだと言われても、もう刑は執行されてしまつているわけでありますから、これを多少区別するような法制度的な考え方はないかどうか。裁判所に任せるとされただし、稻葉國務大臣は前からできておる条項でありますけれども、もし公訴棄却あるいは免訴のようになる事情がないならば、無罪になることが諸般の状況上明白な場合には刑事補償を与えるというわけでありますから、刑事補償を与えるような免訴または公訴棄却のない場合の無罪といいますかを、刑事訴訟費用を補償するということにも広げるべきではないかという点が一つ。

それから、再審の場合について、やはりこの刑事訴訟費用の補償を適用すべきではないか。御指摘のよう未決の拘禁と刑の執行のための拘禁とは、肉体上、精神上受ける苦痛の程度が違うのではないかということは否定できないところであろうかと思ひますので、いま御指摘のようないいとも含めて、将来の検討の課題にさしていただきたいと思います。

○安原政府委員 訴訟費用補償においても、公訴棄却、免訴の場合の補償を少なくとも刑事補償法の二十五条と同じように無罪となるべき事由が明確に規定して裁量していただくというたてまででありますから、結局は裁判所の具徳的な事情の判断にお任せされたいと思いますが、この点につきましては、法制審議会の部会では刑事補償法と同じような規定を置くべきなことは、それから推論すれば何大臣のときに何件死刑の執行の指揮をなさったかということに直ちに飛びつく問題でございまして、死刑の執行というのにはいわば非常に重要な重大なことでございましてために、これにつきましてはいろいろの批判を生む事柄でもございますので、いま御指摘のように何大臣は氣楽についた、何大臣はつかなかつたというようなことがわかるような事柄に通ずる

ことは、それから推論すれば何大臣のときに何件死刑の執行の指揮をなさったかということに直

ちに飛びつく問題でございまして、死刑の執行と

いうのはいわば非常に重要な重大なことでございましてために、これにつきましてはいろいろの批判

を生む事柄でもございますので、いま御指摘のよ

うに何大臣は氣楽についた、何大臣はつかなかつた

たというようなことがわかるような事柄に通ずる

ことは、それから推論すれば何大臣のときに何件死刑の執行の指揮をなさったかということに直

ちに飛びつく問題でございまして、死刑の執行と

いうのはいわば非常に重要な重大なことでございましてために、これにつきましてはいろいろの

いま青柳委員から質問された無罪判決があつた場合の訴訟費用の補償の問題です。免訴または公訴棄却になつても無罪の裁判を受けるべきものと認められる十分な事由がある場合は、現行の刑事補償法では補償がなされる。ところが、費用補償の場合には、法制審議会の刑事法部会でどうもそれが否決されているということに、私は納得いかないものを感じたわけですが、理論的に考えますと、これを区別する理由は全くないはずです。法務省としてはこの点検討してあるのでしょうか。

〔保岡委員長代理退席、委員長着席〕

○安原政府委員 当然法務省事務当局といたしましては検討したのでございます。ただし、法制審議会で審議中でござりますので、法制審議会の総会の答申を尊重するというたてまえから申しますと、いまこの段階でどうあるべきだということを申し上げることは、諮詢した立場からしては非礼にわたりますので、この段階で法務省の見解を申し述べるということだけは御勘弁を願いたいと思ひます。

○諫山委員 法務大臣にぜひお考へいただきたいのですが、無罪になつて拘束中の刑事補償を受けたその場合の要件と、無罪になつてそれに要した訴訟費用の補償を受けるこの要件は、理論的に区別する根拠はないと思ひます。法制審議会ではどうも区別の方向が出ているようですが、非常に問題だと思いますし、ぜひこの点は積極的に法務省に検討を命じていただきたいと思ひます。これは答弁は結構ですから。

そこで、三番目の質問に移ります。
被疑者補償規程、この運用がいろいろ問題になつてゐるのですが、私が一つ疑問に思つてゐるのは、被疑者が嫌疑なしあるいは罪とならずといふようなことで起訴されなかつた。この場合に補償規程で補償がされるわけですが、これは被疑者の権利として認められているのかどうか。具体的に言つて、法務省の方で補償しなければ民事訴訟を起こしても補償を要求できる仕組みになつてゐるのか。私は疑問ですから、御説明ください。刑

事補償の場合には法律に基づいて当然権利といふことで補償されているはずですが、現在の被疑者補償規程ではその点をどのように理解しているのか、御説明ください。

○安原政府委員 簡単に結論から申しますと、被疑者補償規程における被疑者補償というのは、被疑者であった者権の権利ではございません。

○諫山委員 私はこの制度の最大の問題はここにあると思います。

起訴された人が無罪になつた、この場合は刑事補償に基づいて無罪になつた人の権利として補償がされる。ところが、同じ拘束を受けながら、起訴されなかつた、この場合はお上の恩恵として補償を与える、権利としては与えないというのが現在の制度で、ここからさまざま問題が出てきているわけです。刑事局長通達でなるべくこれをもつと適用するよう指導しているようですが、私はこれでは不十分だと思ひます。どうしてこれを被疑者自身の権利にしないのか。もつと具体的に言へば、どうしてこれを法律で補償しないのかといふ問題です。法務大臣、いかがですか。

○安原政府委員 この点は数次の国会における論議の問題でございまして、先ほど横山委員のお尋ねに対してもお答えをいたしたところで尽きるわけでございます。要するに、いま御指摘のように権利か恩恵かという分け方、それは確かに法律的にはそういうカテゴリはございますが、われわれ今後、権利とはしないまでも検察官の権利的な立場でござります。要するに、いま御指摘のように権利か恩恵かという分け方、それは確かに法律的

に検討を命じていただきたいと思ひます。これは答弁は結構ですから。

そこで、三番目の質問に移ります。

被疑者補償規程、この運用がいろいろ問題になつてゐるのですが、私が一つ疑問に思つてゐるのは、被疑者が嫌疑なしあるいは罪とならずといふようなことで起訴されなかつた。この場合に補償規程で補償がされるわけですが、これは被疑者の権利として認められているのかどうか。具体的に言つて、法務省の方で補償しなければ民事訴訟を起こしても補償を要求できる仕組みになつてゐるのか。私は疑問ですから、御説明ください。刑

のために、本来ならば捜査を途中でやめるようになりますが、起訴猶予の事案になりかねないようなものであつても、——これ以上調べても起訴猶予というよう

に申しますように、裁判所に請求をするというよ

うなものについては途中で捜査を打ち切るというよ

うなこともありますが、請求権の対象になるかどうかということになりますと、日をかか

けでも捜査を徹底しなければならぬという意味に

おいて、被疑者の地位に被疑者を長く置くとい

うことが人権からいってかえつてマイナスではないかということも考えます。それとともに、先ほど申しましたように、裁判所に請求をするというこ

とになるとかと思ひますが、裁判所が、およそ検事の不起訴処分にしたもの、今まで道交法を除いても三十数万ある不起訴事件についてどれだけ

——請求権となれば、被疑者であった者から請求権となれば、被疑者であると同時に問題があるわけです。そして被疑者にこのことを権利として保障するというのではなく、被疑者自身の権利にしないのか。もつと具体的に言へば、どうしてこれを法律で補償しないのかといふ問題です。法務大臣、いかがですか。

○安原政府委員 この点は数次の国会における論議の問題でございまして、先ほど横山委員のお尋ねに対してもお答えをいたしたところで尽きるわけでございます。要するに、いま御指摘のように権利か恩恵かという分け方、それは確かに法律的

に検討を命じていただきたいと思ひます。これは答弁は結構ですから。

そこで、三番目の質問に移ります。

被疑者補償規程、この運用がいろいろ問題になつてゐるのですが、私が一つ疑問に思つてゐるのは、被疑者が嫌疑なしあるいは罪とならずといふようなことで起訴されなかつた。この場合に補償規程で補償がされるわけですが、これは被疑者の権利として認められているのかどうか。具体的に言つて、法務省の方で補償しなければ民事訴訟を起こしても補償を要求できる仕組みになつてゐるのか。私は疑問ですから、御説明ください。刑

どもの考え方でございますし、前国会において参考人になられました学者の人々も、被疑者であつた者に補償請求を認めることについては強い疑問を出しております。そして法務大臣に見解を聞きたいのです。

いま刑事局長から訴訟技術的なさまざまな説明がなされました。しかし、大切なのは、罪なくして拘束をされる、この人に対して本当に國が誠意をもつて補償するのかどうか、まさにこのことに対する戒めにもなるわけです。そして被疑者にこのことを権利として保障するというのではなく、被疑者自身の権利にしないのか。もつと具体的に言へば、どうしてこれを法律で補償しないのかといふ問題です。法務大臣、いかがですか。

○諫山委員 私は簡潔に答弁をお願いしているのです。そして法務大臣に見解を聞きたいのです。

いま刑事局長から訴訟技術的なさまざまな説明がなされました。しかし、大切なのは、罪なくして拘束をされる、この人に対して本当に國が誠意をもつて補償するのかどうか、まさにこのことに対する戒めにもなるわけです。そして被疑者にこのことを権利として保障するというのではなく、被疑者自身の権利にしないのか。もつと具体的に言へば、どうしてこれを法律で補償しないのかといふ問題です。法務大臣、いかがですか。

○安原政府委員 私は、いまの答弁に非常に不満です。国家権力が罪のない人を勾留した、それが三日でありますから、その点はもう答弁要りませんから、ぜひ深刻に検討していただきたいと思います。

最後に質問します。

前回の法務委員会で犯罪被害者補償法案について質問しました。この中で、法務省のある担当官

が自分の試案を新聞に発表した。発表したというよりか、新聞記者がその試案をかぎつけて公表したというのが正確だと思います。ところが、それに対しても、法務省は始末書を取ったという説明がありました。私はその後いろいろ考へたのですが、これはきわめて重大な問題だと思いました。法務省がいろいろ考へる、これを法務省が秘密のうちに作業を進めるのではなくて、マスクなんかも資料を提供しながら、広範な国民の批判を受けるということは大変大事なことだと思いました。たとえば、少年法改正で植松試案というのがこの間発表されました。そしてどうどうたる非難を浴びたわけです。日弁連なんかも反対いたしました。たとえば、少年法改正で植松さん自身も、自分の試案を手直しするということになりました。國民の批判がどれくらい大切かとおもいます。國民の批判がどれくらい大切かということをこのことは証明しております。法務省のある担当官が、発表したのではないでしようが、つくっている試案がマスコミに漏れた。そしていろいろな公式の論議も法務委員会でなされたり。どうも法務省はこのことをけしからぬといふふうに考へているようですが、私は非常にいいことだと思ひます。立法作業というものはこういうふうにして進めるのが正しいと思う。法務省の少数の役人だけが密室の中で作業を進めるのではなくて、もっと広く國民の批判を受ける、そういう立場から見ると、犯罪被害者補償法の一つの試案が新聞に出たというのは、私は歓迎すべきことだと思っております。この人が始末書を取られるというのは全く言語道断だと思うのですが、法務大臣、いかがでしょうか。この問題について法務大臣の見解をちょっと聞かしてください。

○諫山委員長 提案する、それをここで論議するということもちろん大切です。同時に、試案をつくる過程で

いろいろ國民の批判を受けるということが大切なわけです。たとえば少年法改正の場合でも、法務省がつくり上げてしまつたものを提起するというのではなくて、植松試案が公表されたからどうどうたる批判が出て、試案そのものが手直しされるということになるわけです。でき上がつてしまつたものを出すから、そのとき討議すればいいではなかというのではなくて、法案をつくる過程でいろいろ議論することも大切ではないか。たとえば訴訟費用の問題、これはまさに法案として出される前に私たちが論議も取り入れながら正式な法案がつくり上げられる、これが正しいと思うのですが、この試案を発表した人が始末書を取られるということになると、そういう民主的な討議が封殺されます。そのことを言っておりません。國民の批判がどれくらい大切かとおもいます。

○植松国務大臣 植松試案のような、学者がある法案について学説上自分の試案を発表することは、それはいいかもしれませんけれども、役所として一体となつてやるべきことを、役所の中の特定個人が自分の試案を発表することはよくないと思ひます。

○諫山委員長 私は、いまの態度に非常に不満です。法務省の一種の秘密主義、そして他の批判を許さないというような非常に封建的な思想があらわれていると思います。私は、この始末書問題だけを問題にするのではなくて、今後、法務省がいろいろな法案をつくる前に、われわれにもつと批判の材料を提供してもらいたいという要望を申し上げて、質問を終わります。

○小宮山委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○小宮山委員長 この際、理事会等において十分協議の上、私の手元で起草いたしました本案に対する修正案を提出いたします。

○諫山委員長 でき上がつてしまつたものを国会に提出する、それをここで論議するということもちろん大切です。同時に、試案をつくる過程でだから、國民の代表の国会に成案を得て出して、そしてそれを批判を受ける。批判を封ずるなんという考へは全然ありませんよ。

○諫山委員長 でき上がつてしまつたものを国会に提出する、それをここで論議するということもちろん大切です。同時に、試案をつくる過程で

刑事補償法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○小宮山委員長 修正案はお手元に配付してあるとおりでございます。

○小宮山委員長 その案文の朗読は省略して、修正の趣旨について簡単に申し上げます。

○小宮山委員長 政府提出の修正案は、死刑執行後無罪の裁判を受けた場合の補償金の額を、現行五百万円から一千万円に引き上げようとするものであります。わ

○小宮山委員長 裁判によってかような事態が惹起された場合、國

は多額の補償金をもつて慰謝を講すべきであり、

○小宮山委員長 改正案による補償額は、誤った死刑執行という特

殊かつ重大な損害に対する補償としては不十分で

○小宮山委員長 あるので、これを一千五百万円に引き上げるよう

○小宮山委員長 修正しようとするものであります。

○小宮山委員長 この修正案による補償額も必ずしも十分なもの

○小宮山委員長 とは思われませんが、他の補償額など諸般の事情

○小宮山委員長 を勘案の上、このようにいたした次第であります。

○小宮山委員長 以上が本修正案の趣旨であります。何とぞ御賛同くださいますようお願いいたします。

○小宮山委員長 修正案については、別に發言もないようであ

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣におい

○小宮山委員長 て御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたします。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたします。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたします。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○小宮山委員長 議決すべきものと決しました。

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○小宮山委員長 て、さよう決しました。

○小宮山委員長 〔賛成者起立〕

○小宮山委員長 次回は、明十九日水曜日、午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○小宮山委員長 午前十一時四十三分散会

○小宮山委員長 ますので、この際、本修正案について内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。

○小宮山委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○小宮山委員長 お諮りいたしました。

○小宮山委員長 報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小宮山委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会

○